

仕 様 書

1. 業務件名

茨城労働総合庁舎における自動販売機等設置業務

2. 業務内容

清涼飲料水等自動販売機の設置及び管理

3. 国有財産の使用許可

- (1) 本業務を行う者は、自動販売機等の設置場所にかかる国有財産の使用許可を得なければならない。
- (2) 国有財産の使用許可は、「厚生労働省所管国有財産部局長 茨城労働局長」（以下、「甲」という。）が行う。

4. 国有財産の使用許可の相手方

国有財産の使用許可の相手方（以下、「乙」という。）は、以下の条件を満たしていること。

- (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
ただし、自動販売機業務の一部を行わせる目的で設立した子会社に業務の一部を委託する場合はその限りではない。
- (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (4) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。

5. 国有財産使用料

公募時に提出した国有財産使用料見積書（以下「見積書」という。）に記載した金額に当該金額の 8 パーセント（小数点以下切捨て）を加算した額を年額使用料とする。

ただし、平成 28 年 6 月 23 日付財理第 2094 号「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」（以下「通達」という。）に基づき、茨城労働局が算定した額を最低額とし、見積書記載の金額が最低額を下回る場合は、当該最低額を年額使用料とする。

また、平成 29 年度以降使用許可が更新された場合、使用料は平成 29 年度と同額とする。ただし、通達に基づき、茨城労働局が算定した額が平成 29 年度の使用料の額を上回る場合は、当該算定額を使用料とする。

なお、国有財産使用料は、歳入徴収官が指定する期日までに金額を前納すること。

6. 設置機種及び台数・募集数

清涼飲料水自動販売機 2 台 2 者

軽食（パン・カップ麺等）2 台及び清涼飲料水自動販売機 1 台 計 3 台 1 者

7. 設置場所

自動販売機設置場所については、甲が指定するものとする。

※設置予定箇所は別添図のとおり。

8. 業務期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

乙が国有財産の使用許可申請を行い、甲が必要と判断した場合には、1 年毎に更新することができる。

ただし、更新による継続は 5 年を超えることは出来ない。

また、国においては使用許可した物件を使用（庁舎移転・建替、その他工事等）する必要が生じた際は、甲は乙に対して使用許可の取消・変更を行うことが出来る。

9. 費用負担

(1) 乙は、自動販売機の光熱水料のほか、維持保存のため通常必要とする修繕費その他経費及び設置・撤去に係る費用を負担しなければならない。

(2) 乙は、自動販売機に電気メーター（個メーター）を自らの負担で設置すること。

(3) 甲は乙に対し、個メーターにより確認した電気使用量に応じた電気料金を請求する。

10. 名義使用の制限

乙は、自己の営業上の取引に関して、甲の名義を使用してはならない。

11. 管理責任

乙は、自らの責任において自動販売機を管理し、常に火災、盗難の予防及び保安に努め、いかなる事故発生の場合も甲に対し損害賠償その他の申し立てをしないものとする。

12. 衛生等の保持

(1) 乙は、業務に従事する者の身元、規律の維持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

(2) 乙は、業務に従事する者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこと及び甲の指定する担当職員（以下「担当職員」という）に対して速やかに報告すること。

13. 秘密の保持

(1) 乙は、甲及び担当職員の与えた指示及び本業務の遂行により知り得た事項の機密性を保持し、これを本業務の履行以外の目的で使用し、又は第三者に開示してはならない。

(2) 乙は、業務従事者に本義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

14. 損害賠償

乙は、債務不履行の場合、秘密の保持に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲に損害を与えた場合には、甲に対し一切の損害を賠償するものとする。

15. 自己都合による業務解除

乙は、自己の都合により本業務を解除しようとする時は、解除する日の 2 ヶ月前までに甲に対して書面で通知することにより解除することが出来る。

16. 業務仕様

- (1) 乙は、業務を誠実かつ適正に履行すること。
- (2) 本業務の遂行にあたっては、担当職員の指示に従うこと。
- (3) 販売商品の選定にあたり、乙は担当職員の指示に従い、利用者の需要が高い商品を提供するものとし、あらかじめ販売商品及び販売価格について担当職員に届け出るものとする。
- (4) 営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合、乙は営業許可を取得後に設置を行うこと。
- (5) 乙は、定期的に自動販売機の販売商品を点検し、新鮮な商品を補充するとともに、自動販売機設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理についての一切の責任を負うものとする。
- (6) 乙は、故障及び商品の瑕疵等について自動販売機利用者又は担当職員から連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
- (7) 乙は、自動販売機毎の毎月の販売量及び売上金額を翌月 15 日までに、また会計年度における本業務に関する収支計算書を翌年 5 月末日までに担当職員に提出すること。
- (8) 乙は、担当職員が指示する場所に担当職員が指示する容量の空容器回収箱を設置して空容器を回収することとし、他社の空容器及びごみが混在していた場合も回収すること。なお、空容器回収箱の設置面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。
- (9) 乙は、本業務の従事者に関する履歴書（写）またはそれに準ずる書類、その他担当職員が指示する書類を担当職員に提出しなければならない。
- (10) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、担当職員と乙との間で協議を行うものとする。

17. その他 特記事項

- (1) 設置する自動販売機は、バリアフリー対応（ユニバーサルデザイン）機とする。
ただし、スペース等の事情で設置が出来ない場合はこの限りではない。

以上